

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

令和8年4月13日

分任支出負担行為担当官
帯広防衛支局長 山口 淳一
(公印省略)

1 業務概要

- (1) 業務の名称 帯広(8)施設最適化総合設計(その1)
- (2) 履行場所 北海道帯広市
- (3) 業務内容

本業務は、以下の設計を行うものである。詳細については仕様書のとおり。

本業務は、発注者が別途契約する工事の優先交渉権者の技術提案、技術情報等を、発注者の指示に基づき設計に反映させる技術提案・交渉方式の適用業務である。

ア 総合設計業務(建築、電気、機械、通信、土木)

(ア)基本設計

【帯広駐屯地】

隊舎(鉄筋コンクリート造 5階建 延べ面積8,000㎡)ほか45棟、
総延べ面積約46,010㎡

【帯広訓練場】

隊舎(鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積1,000㎡)ほか9棟、
総延べ面積約8,400㎡

(イ)実施設計(新設)

【帯広駐屯地】

隊舎(鉄筋コンクリート造 5階建 延べ面積8,000㎡)ほか9棟、
総延べ面積約22,690㎡

【帯広訓練場】

配電室(鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積100㎡)1棟、
総延べ面積約100㎡

(ウ)解体設計

【帯広駐屯地】

隊舎(鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積4,700㎡)ほか18棟、
総延べ面積約20,690㎡

【帯広訓練場】

格納庫(鉄骨造 平屋建 延べ面積約1,290㎡)ほか4棟、
総延べ面積約1,460㎡

(エ)基地内幹線ユーティリティー 一式

(オ) 計画通知手続き業務 一式

(カ) 総合設計調整業務

- ・ (ア)のうち、(イ)に含まれない施設の実施設業務へ設計調整
- ・ 別途発注の関連業務との設計調整 等

※本業務は、実施設計を分割し別途発注される設計業務に対し、技術提案・交渉方式導入の特性を踏まえ、一体性を確保することを目的とし、部隊運用上の特性を踏まえた基本設計等における考慮要素を各実施設計業務に反映させる設計総合調整業務を行うものである。

なお、本業務の受注者（共同体の場合は代表者）が分割した2期目以降の設計業務の受注者（共同体の場合は代表者）となった場合は、本業務を取止める。

イ 交渉等技術資料作成業務

注) 防衛省施設建設工事電子入札システムセンターに対象施設の一覧表を掲載しています。

掲載場所 調達機関：防衛省
部局：整備計画局

(4) 履行期間 契約日の翌日から令和12年3月31日まで

(5) 本業務は、競争参加資格（本業務においては、技術提案書の提出者に要求される資格を指す。以下同じ。）確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の内容とヒアリングの評価の結果、最上位1者を技術的に最適なものとして特定するものである。

なお、特定者が辞退した場合は、次順位の者と同様の手続を行い、以降見積合わせに応じる者が特定されるまで次順位以降の者と同様の手続を行う。詳細は公募型プロポーザル方式に関する説明書（以下、「説明書」という。）による。

(6) 本業務の入札手続に係る日程については、別冊入札手続日程表に記載しているので参考とされたい。

(7) その他

ア 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続をいう。以下同じ。）に代えることができるものとする。申請の方法は、説明書による。

なお、紙見積合わせ方式の申請に関しては、参加表明書（本業務においては、「競争参加資格確認申請書」又は「申請書」と読みかえるものとする。以下同じ。）（様式第1-4）に理由を記載するものとする。

イ 本業務は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者（以下「単体」とい

う。)又は次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和8年4月13日付帯広防衛支局長)に示す手続に従い、帯広(8)施設最適化総合設計(その1)に係る共同体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、以下の表1に示す級別の格付を受け、帯広防衛支局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

表1：級別の格付について

単体	測量・建設コンサルタント 「建築」	級別の格付が「Aランク」
共同体の代表者	測量・建設コンサルタント 「建築」又は「土木」	級別の格付が「Aランク」
代表者以外の構成員	測量・建設コンサルタント 「建築」、「土木」、「電気」、 「機械」又は「通信」のいずれか	級別の格付が「Aランク」 又は「Bランク」 <u>※代表者が「土木」の場合にあつては、「建築」の構成員の級別の格付が「Aランク」</u>

- (3) 単体又は共同体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

単体又は共同体の構成員は、平成28年4月1日から公示日までに完了・引渡し完了した業務のうち、以下の表2に示す①又は②のいずれかの業務の実績を有すること。

また、代表者以外の構成員の区分は次のとおりとする。

代表者以外の構成員①：業務分担において、食厨、医務室、資料館、倉庫、隊舎、体育館、講堂、車庫、油脂庫、ボンベ庫、機械室、ボイラー室、器材庫、自転車置場、浴場、厚生施設、プール、ゴミ置き場の一般施設(以下、「一般施設」という。)の設計以外も担当する者

※代表者以外の構成員①として共同体に参加した構成員は、一般施設のみを担当することも可能である。

代表者以外の構成員②：業務分担において、一般施設の設計のみを担当する者

※代表者以外の構成員②として共同体に参加した構成員は、業務を実際

に履行する場合に、一般施設の設計以外を担当することができないので注意すること。

なお、共同体に代表者以外の構成員②を含む場合は、代表者は構成員毎に情報を区分し、分担業務以外の情報を共有しないよう、情報保全体制を管理するものとする。

表 2：企業の同種業務実績について

<p>単体</p>	<p>①元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した国内における業務のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造延べ面積3,000㎡/棟以上の新設建築物の建築に係る基本検討、基本設計業務又は実施設計業務のいずれか</p> <p>②防衛省発注の設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として発注した業務のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造延べ面積3,000㎡/棟以上の新設建築物の建築に係る基本検討、基本設計業務又は実施設計業務のいずれか</p>
<p>共同体の代表者</p>	<p>①元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した国内における業務のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造延べ面積3,000㎡/棟以上の新設建築物の建築に係る基本検討、基本設計業務又は実施設計業務のいずれか、あるいは国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したコンストラクション・マネジメント方式による業務と、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務で、国内における延べ面積3,000㎡/棟以上の建物付帯土木設計の両方</p> <p>②防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造延べ面積3,000㎡/棟以上の新設建築物の建築に係る基本検討、基本設計業務又は実施設計業務のいずれか</p>

代表者以外の 構成員①	<p>①元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した国内における業務のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築物の建築、電気、機械又は通信に係る基本検討、基本設計業務又は実施設計業務、あるいは建物付帯土木実施設計業務のいずれか</p> <p>②総合発注業務の再委託として受注した業務のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築物の建築、電気、機械又は通信に係る基本検討、基本設計業務又は実施設計業務、あるいは建物付帯土木実施設計業務のいずれか</p>
代表者以外の 構成員②	<p>①元請けとして受注した国内における業務のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築物の建築、電気、機械又は通信に係る基本検討、基本設計業務又は実施設計業務、あるいは建物付帯土木実施設計業務のいずれか</p>

業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

(4) 単体又は共同体の代表者は、次の基準を全て満たす管理技術者を配置できること。

ア 以下の資格のいずれか

- ・一級建築士の資格を有するもの。
- ・以下のいずれかの土木資格を有するもの（共同体の場合で、代表者以外の構成員（担当技術者）に一級建築士を配置する場合のみ）
 - (ア) 技術士（「総合技術監理部門：建設部門関連科目」又は「建設部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - (イ) R C C M（ア）に相当する登録技術部門に限る）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者
 - (ウ) 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級）の資格を有する者

イ 平成28年4月1日から公示日までに完了・引渡し完了した業務のうち、次の業務の経験を有する者であること。

①元請け又は防衛省の総合発注業務として受注した業務のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造延べ面積1,500㎡/棟以上の新設建築物の建築に係る基本検討、基本設計業務又は実施設計業務、あるいはコンストラクション・マネジメント方式による業務、もしくは延べ面積 1,500 ㎡/棟以上の建物付帯土木設計

業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

ウ 公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満（防衛省発注機関が発注した業務は除く。）かつ20件未満（防衛省発注機関が発注した業務を含む。）であること。

また、令和8年9月9日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

なお、公示日現在の手持ち業務に帯広防衛支局と契約した業務で調査基準価格を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が2.5億円未満（防衛省発注機関が発注した業務は除く。）かつ5件未満（防衛省発注機関が発注した業務を含む。）である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

エ 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(5) 申請書及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、帯広防衛支長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(7) 本業務に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
詳細は説明書による。

(8) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(9) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(10) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

なお、共同体に代表者以外の構成員②を含む場合は、代表者は構成員毎に情報を区分し、分担業務以外の情報を共有しないよう、情報保全体制を管理するものとする。

(11) 帯広防衛支局が発注した業務のうち、令和6年度及び令和7年度に完了・引渡し完了した業務の実績がある場合には、当該業務に係る評定点の

平均が 65 点以上であること。

- (12) 単体、共同体の代表者及び代表者以外の構成員のうち業務分担において「建築業務」を担当する構成員は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

3 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準

上記 2 に掲げる競争参加資格を有する者について、次の各項目の評価基準により評価を行い、技術提案書の提出者を選定する。

ア 企業の実績及び能力（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）

イ 配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ その他

(2) 提出された技術提案書の特定

上記(1)により選定された者の技術提案書について、次の各項目の評価基準により評価を行い、上位 1 者を技術的に最適な者として特定する。

なお、配置予定管理技術者に対してヒアリングを行う。

ア その他

イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

ウ 特定テーマに対する技術提案

詳細は説明書による。

4 担当部局

〒080-0016 北海道帯広市西 6 条南 7 丁目 3 番地 帯広地方合同庁舎

帯広防衛支局 総務課 契約係又は契約審査係

TEL 0155-22-1175

FAX 0155-23-8482

メールアドレス ob-keiyaku-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

5 手続等

(1) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間：令和 8 年 4 月 13 日から令和 8 年 6 月 30 日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 6 時まで。

イ 交付場所：防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法：全て、電子データで交付を行う。

文書類：PDF（PDF1.7 等）

図面類：PDF（PDF1.7 等）

申請書類：Word（2007 以降）、Excel（2007 以降）

又は一太郎（Gov 7 等）

エ 使用条件：ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf

(2) 申請書及び技術資料の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期限：令和8年5月15日 正午

イ 提出先：上記4に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メール（添付するファイルはPDF形式のみとし、その他の形式は認めない。）とする。

(3) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

発注者から競争参加資格があると認められ、技術提案書の提出者として選定された者は、次に従い技術提案書を提出すること。

ア 提出期限：令和8年7月1日 正午

イ 提出先：上記4に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせによる場合は、上記4に持参、郵送等又は電子メール（添付するファイルはPDF形式のみとし、その他の形式は認めない。）とする。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行帯広代理店（北洋銀行帯広中央支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 帯広防衛支局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 帯広防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務

委託料の10分の1以上とする。

(3) 技術提案書の無効

申請書、技術資料又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(4) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記4に同じ。

(6) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる事項を満たしていない者も、上記5(2)により申請書、技術資料及び技術提案書を提出することができるが、競争に参加するためには、特定通知日において、上記2(2)に掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(7) 詳細は説明書による。